三　法第二十九条の六第三項に規定する特定貨物自動車中継輸送施設の整備を行う場合にあっては、同項各号に掲げる事項

四　特定貨物自動車中継輸送施設が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第一項に規定する貨物自動車運送事業の用に供する営業所及び自動車車庫（以下「営業所等」という。）を有する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　営業所等を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ　営業所の名称及び位置

ハ　営業所に配置する事業用自動車の数

ニ　自動車車庫の位置及び収容能力

ホ　営業所等において行う業務の内容

2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　既存の法人にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為及び登記事項証明書

ロ　最近の事業年度における財産目録、貸借対照表及び損益計算書

二　法人を設立しようとする者にあっては、次に掲げる書類

イ　定款又は寄附行為の謄本

ロ　株式の引受け、出資又は財産の寄附の状況又は見込みを記載した書類

三　個人にあっては、次に掲げる書類

イ　戸籍抄本

ロ　資産調書

四　特定貨物自動車中継輸送施設の平面図、立面図及び断面図、高速自動車国道その他の物資の流通を結節する機能を有する道路との位置関係を明らかにする図面並びに特定貨物自動車中継輸送施設が有する設備の能力を説明する書類

五　貨物自動車中継輸送実施計画に法第二十九条の六第三項に規定する者が行う特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項を記載する場合にあっては、当該特定貨物自動車中継輸送施設の整備を行う者について、第一号から第三号までに掲げる書類

3　第一項の場合において、別表第一の上欄に掲げる規定の適用を受けようとするときは、同項各号に掲げる事項のほか、同表の中欄に掲げる事項（同項各号に掲げる事項を除く。）を記載し、かつ、前項各号に掲げる書類のほか、同表の下欄に掲げる書類（同項各号に掲げる書類を除く。）を添付しなければならない。

4　国土交通大臣は、第二項各号に掲げるもののほか、法第二十九条の六第一項の規定による認定に関し必要があると認めるときは、当該認定の申請をした者に対し、当該申請に係る貨物自動車中継輸送実施計画が同条第五項各号に適合することを確認するために必要な書類の提出を求めることができる。

5　国土交通大臣は、特定貨物自動車中継輸送施設の整備に関する事項が記載された貨物自動車中継輸送実施計画について法第二十九条の六第一項の認定をしようとするときは、同条第七項の規定によるほか、関係地方公共団体の長の意見を聴くものとする。

6　第一項の申請書は、その貨物自動車中継輸送事業（当該事業に係る国土交通大臣の権限が物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号。以下「令」という。）第十四条第五項の規定により地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下この条及び第二十条において同じ。）に委任されているものを除く。）の主たる実施区域を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出しなければならない。